

乳幼児等医療費助成の自己負担額及び自己負担上限額について

(平成30年8月診療分から適用。ただし、中学生は※1のとおり)

対象区分		自己負担額及び自己負担上限額	世帯合算(※4)
就学前の児童 (6歳に達する日以後の最初の 3月31日 までの乳幼児)		初診時一部負担金のみ ・医 科 580円 ・歯 科 510円 ・訪問看護 1割負担 (ただし、月額上限8,000円)	なし
小学生 中学生(※1)	非課税世帯 (※2)	かかった医療費の1割を負担 ただし、1か月の自己負担限度額 は以下のとおり(※3) ・入 院 57,600円 (多数回該当の場合 44,400円) ・訪問看護 18,000円	あり
	課税世帯		

※1 中学生は、令和元年8月診療分から助成の対象となります

※2 非課税世帯とは、受給者の属する世帯の世帯員全員(別居の主たる生計維持者を含む)の市町村民税が非課税の世帯を指します

※3 1か月の自己負担額が自己負担上限額を超えた場合、及び入院で多数回該当の場合は、申請により上限額を超えた額の払い戻しを受けることができます(領収書が必要です)。

※4 同一世帯に同一医療費助成の受給者が複数人おり、それぞれの1か月の自己負担額を合算して、入院基準の自己負担限度額を超えた場合は、申請により上限額を超えた額の払い戻しを受けることができます。